

日本型意思決定支援システムの構築**—障害者権利条約への対応と途上国への貢献—**

○ 介護保険学び舎 越川文雄 (008427)

[キーワード] 裁判所の限界、補充性原則、日常金銭管理と身上監護

1 研究目的

我が国は2014年初めに障害者権利条約を批准した。この条約12条は代行決定から意思決定支援へのパラダイム転換を求めており、国内外専門家からは現行後見制度が条約に抵触との声が出ている。これに対し法務省は抵触しないとの見解を示している。それに加え4月初め後見利用促進法が成立した。更に意思無能力法理の法文化を含む民法改正案が国会で継続審議中である。これらは条約に逆行と国際社会から厳しい批判を受けるであろう。

こうした状況を踏まえ条約への対応と今後高齢化が進展する途上国（裁判インフラ等が脆弱）への貢献を視野に入れた日本型意思決定支援システム構築可能性を検討、提言する。

2 研究の視点および方法

行為能力は医学モデルでなく社会モデルを前提とし、欧米同様「必要性原則」とともに「補充性原則」（任意代理人、親族、公的機関等の支援により、財産管理等に問題がなければ法定後見は発動されない）、「より制約の少ない後見代替システム優先原則」を採用すべきである。それにより法定後見はラストリゾートとして極めて限定適用することが出来る。

わが国は意思決定支援の世界的先駆事業と評価し得る日常生活自立支援事業のかなりの実績があり、この経験等を踏まえ日本型意思決定支援システム構築可能性を提言する。

そのため、国内文献、インターネットや日本成年後見法学会等への参加により得られた国内外情報により次の各項目につき整理を行い、検討を行った。①条約12条に関する国連勧告と各国対応の実態②欧米における意思決定支援システム開発の動向③日常生活自立支援事業等の実態と発展可能性④後見代替システムの現状と新規モデル提案状況

3 倫理的配慮

2で述べたように国内文献、インターネット情報等を活用して研究を進めた。本研究の実施および成果発表に当たっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守すべく最大限の注意を行なった。

4 研究結果**(1) 日常生活自立支援事業の拡充強化提案**

加BC州のRepresentation Agreement Act(以下RAという)は、国連やWHO・国際アルツハイマー病協会の文献、国連向け独民間報告書等で望ましいシステムとして例示され、国際的に評価が高い。我が国の日常生活自立支援事業は、代理権行使も限定的、本人の権利制約を伴わない仕組みであり、条約整合性の視点からはRAに劣らぬ意思決定支援の先駆的事业である。

この契約に当たっての契約能力判定について、条約の考え方に沿う BC 州同様な簡易方式を採用し、かなり重度の方をも対象とし得るように改める。実施主体は社協に限定せず、社会福祉法人、農漁協、生協、NPO 等地域の実態に即した基礎自治体が信頼し得ると認定した法人を対象とする。支援プロセスについては、意思決定支援ツールの活用を図る。施設入所契約等の代理権も本人同意（同意能力は簡易判定方式による）を前提に認める。

（2）新規モデルの提案

①英米の社会扶助代理受取人方式（水野東北大教授提案）

日本の家庭裁判所の能力等を考え、年金の管理や介護サービスの利用、また福祉施設入所者の資産管理等の定型的かつ比較的低額の財産管理については、家庭裁判所を経由せず、行政がしかるべき手続きによって有権管理できるようにする。個別の立法が必要。

②任意代理契約方式（学習院大岡教授提案）

代理権授与の際の意思能力は、授権の意味を理解できれば十分との考えに立ち判定する。本人と代理人の間だけの契約で受権するのではなく近親者、後見支援センター、金融機関の連携と見守りの中で受権する。包括的な契約は認めず、個別ニーズ対応に限定する。日常生活に必要な事項以外は後見センター、弁護士、有識者からなる委員会の判断を仰ぐ。

（3）虐待早期対応機関や専門 ADR の整備・それらと家裁との連携

高齢者、障害者虐待対応機関を拡充し、後見人等支援者による虐待をも対象とし、早期発見、迅速対応を可能とする。また、財産管理と身上監護業務との調整や身上監護に関する紛争解決の専門 ADR を整備する。家裁、虐待対応機関、ADR の連携を密にする。

5 考察

2010 年当時法務省後見担当の金子は、「後見制度の抜本見直しとして福祉主体のシステムが考えられるが、当面現行制度を使ってほしい」という趣旨の個人的見解を述べているが、既に制度破綻を来し、家裁の限界が明確化、条約批准は制度抜本見直しの好機である。

後見制度と車の両輪として日常生活自立支援事業が日常金銭管理と身上監護を対象としてスタートした。これは指導、監督の在り方をも考えれば妥当のことだと思われる。現状では、市民後見というコンセプトが政策対象として取り上げられている。これについて社会が期待している役割は、日常生活自立支援事業が本来想定した領域を主要業務とするものである。このような領域については日常生活自立支援事業を優先利用すべきである。

4（1）に示したように判断能力の考え方を変えれば、重度の方々も日常生活自立支援事業の利用が可能となる。これに加え任意後見・信託の活性化、アドバンスドダイレクティブの活用、新規モデルの開発（加 BC 州の RA 方式を含め）とともに高齢者、障害者向けの相談支援事業、福祉サービスの充実・活用等により法定後見は名実ともに欧米と同様にラストリゾートとすることが出来る。

ラストリゾートとしての法定後見の抜本見直しについては、海外の動向を注視し、全廃をも視野に入れて長期的課題として議論を進めることが妥当と考える。